
復興の困難さと神社神道

黒崎 浩行¹

被災地の復興への寄与ではなく、復興の困難さに地域・自然とともに直面しつつ、復興とは何かという問い直しのなかにあるものとして、神社復旧支援活動、祭りと民俗芸能の復活、祈りの支援の動きをとらえ、考察する。

¹ くろさきひろゆき：國學院大學神道文化学部・准教授

はじめに

平成 25 年（2013）8 月 11 日、福島県南相馬市小高区の日鷲神社で、夏祭りが開催された。小山の上に立つ社殿は無事だが、周辺の低地は津波の被害を受けている。福島第一原発から 20 キロ圏内にある鎮座地の周辺は、平成 24 年 4 月の避難区域再編により「避難指示解除準備区域」とされた。昼間の立ち入りができるようになったが、夜間の寝泊まりはできず、インフラの復旧、家屋の修繕、除染などがままならない状況が続いている。そのようななかで、あちこちに避難している氏子たちが再び神社に集まり、歌や演奏、盆踊りを楽しみ、参道にろうそくの火を灯した。その様子は、英語字幕つきで YouTube にアップされている¹⁾。

東日本大震災の発生から 2 年が経った平成 25 年 4 月に、筆者は稲場圭信氏との共編著で『震災復興と宗教』（叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 4、明石書店）を上梓した。「神社神道の活動」と題した第 2 章で、神社の被災状況、避難所となった神社、神社神職による救援・支援活動、祭りなどを通じたコミュニティ再生について記した。東日本大震災において、多くの宗教者が被災地に駆けつけ、さまざまな支援活動を行ってきた。神社、神職の活動もそのなかに含まれることを伝えようとしたものである。

そのなかで考えるべきことはたくさんあったが、とりわけ重要だと思いつつも積み残した課題がある。それは、震災からの復興とは何か、ということであり、それに神社神道はどのように応えるのか、ということである。

平成 24 年 7 月、復興庁は「福島復興再生基本方針」を閣議決定したが、それに先立ってパブリックコメントを募集した。日本宗教連盟と全日本仏教会が、宗教文化の項目を加えることを求めたところ、復興庁は、憲法 20 条の規定を踏まえて慎重な対応が必要とし、地域の文化、観光等の観点から結果的に復旧、復興の対象となることもあると答えた。こ

の回答に対して両団体は抗議し、あらためて回答を求めたところ、宗教界による宗派を超えた支援活動への感謝と、被災者の心の復興のため、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面からも判断されるとする旨の回答が引き出された²⁾。

しかし、これで問題が解決したと言えるのだろうか。私たちが直面しているのはもっと複雑な事態である。子ども・被災者支援法が成立したにもかかわらず、基本方針の策定が遅れ、早期帰還以外の選択肢が狭められていること、住民の合意形成が十分になされないまま進められようとしている巨大防潮堤の建設、「創造的復興」の名のもとで行われる惨事便乗型の復興事業とそれによる地元住民の生業の破壊、止まらない人口流出といっそうの高齢化、などである。これらの、それ自体多くの複雑な問題を抱えている「復興」に対して、宗教はどう向き合うのか、ということこそ、本当に無視しえない課題のはずである。

言い換えれば、ある決まった復興計画に宗教がどれだけ寄与、貢献するか、という視点を離れて、復興のあり方そのものに宗教はどのように関与するのか、ということが本当の問題であろう。

本稿では、筆者が宗教学者であると同時に神道系大学の教員として、学生たちとともに支援に関わる可能性を探りつつ訪ねたいいくつかの事例に触れながら、復興をめぐる複雑で困難な様相とそれへの神社神道の関わりを検討していきたい。当然ながら、このような作業は筆者一人の手には余るものなので、より網羅的な共同の取り組みをあわせて紹介しつつ、さらなる探究への協力を呼びかけたい。

神社復旧支援活動

福島県浜通り地方は、地震・津波による被害に加え、原発事故により多くの住民が避難し、また農業、漁業など第一次産業をはじめとする生業の再開が困難な状況が続いている。そのなかで南相馬市は、沿岸から約 4km にわたって平地に津波が到達し、住宅の全壊が 5,785 棟、半壊

が2,487棟、一部損壊6,172棟、床上浸水999棟の被害を受け、農地が壊滅、塩害を受けた。死者は1,067人、その内訳は直接死525人、関連死431人、死亡届が出ている等111人と発表されている。また、原発から20キロ圏外の鹿島区・原町区と、平成24年4月の避難区域再編により「避難指示解除準備区域」となった小高区の大半、さらに空間放射線量が高いため「帰還困難区域」・「居住制限区域」に指定されている山間部とで、住民の避難・帰還や生活・事業の再開のめどなど、さまざまな点で様相が異なっている。

仮設住宅の多くは鹿島区に建設されており、地震・津波、原発事故による避難者が入居している。だが、市外に避難している市民は14,839人（平成25年12月5日現在）にのぼり（うち県外は8,915人）、また震災以降に転出の手続きをとった人も7,119人にのぼっていて、南相馬市全体では震災以前の人口71,561人から51,485人へと、大きく減少しているのが現状である。

南相馬市では神社も大きな被害を受けた。三陸沿岸では、神社が津波浸水域ギリギリの高台に立地していて、多くの住民がそこへ避難して助かったことが知られている。しかし、南相馬市鹿島区では、他の地域に比べて多い割合で神社が流失したという指摘がある（高世・吉田・熊谷『神社は警告する』）。鹿島区の沿岸・平地では、真野川を津波が遡上して広範囲にわたって浸水したが、その河口の漁港内にあった烏崎津神社、浮洲神社、対岸の川口神社はいずれも全壊、流失してしまった。原町区の新田川河口付近とその南の萱浜地区も、ほとんどの家屋が津波に流され、多くの犠牲者を出した。流失を免れた神社もあった（照崎神社、北萱浜・稲荷神社）が、流失した神社もある（下佐佐・八坂神社、萱浜・綿津見神社）。

倒壊、流失した神社の復旧支援を、東京都台東区・下谷神社の阿部明徳宮司をはじめとする神職有志、また神道青年全国協議会や福島県はじめ各都道府県の神道青年会が精力的に行っている。境内の瓦礫を撤去し、倒れた鳥居、灯籠、狛犬などを参道から撤去して保全し、仮社殿や賽銭箱を設置して、だれもがそこを神域とわかり参拝できるようにしている。

この活動は、原発事故の避難区域である小高区や双葉郡内でも始められている。平成25年3月18日から20日にかけて、兵庫県神道青年会の会員13名が、福島県神道青年会の会員11名とともに、小高区の諏訪神社、巖島神社、飯崎稲荷神社の清掃奉仕をした。7月4日には阿部宮司らと福島県神道青年会の会員が、浪江町の若野神社で水抜き工事作業、双葉町の八幡神社で小社殿の設置作業を行った。8月19・20日には、大阪府神道青年会の会員と福島県神道青年会の会員が、小高区の貴布根神社で、倒壊した拝殿の解体と瓦礫撤去、文化財の救出作業を、福島県教育委員会、南相馬市教育委員会の関係者と協力して行った。

阿部宮司らは、平成25年夏から新たに、被災した神社への鳥居の設置を各地で進めている。原町区の赤鷲神社と鹿島区の鳥崎津神社には、9月12・13日に小社殿と鳥居が設置された。鳥居の素材は塩化ビニールで、石目調や木目調、朱色のシールを神社によって使い分けて覆っている。津神社には石目調の鳥居が設置された。そのときの氏子や福島県神道青年会会員らとの共同作業の様子が、南相馬市によって映像記録され、「南相馬 被災地の神社 心の依代（よりしろ）の復活」と題してYouTubeにアップされている。

筆者は、熊本県からの神社復旧支援活動に、学生とともに同行、参加させていただいた。これは、平成24年2月に鹿島区の山田神社に仮社殿・鳥居を寄贈した（後述）のに続く2回目の活動で、平成25年8月20日に行われた。

この活動は、熊本県天草郡苓北町に鎮座する志岐八幡宮の宮崎國忠宮司が、震災発生後間もなく、数ヶ月にわたって南相馬市で一般の人々にまじってボランティア活動をしたことに端を発している。宮崎氏は、福島県立博物館専門学芸員で南相馬市鹿島区の伊勢大御神の禰宜を務める森幸彦氏に出会い、森氏の兼務社であり、流失した山田神社の復旧支援を約束した。熊本県人吉市にある熊本県立球磨工業高校の生徒たちが実習用に制作した祠を寄贈し、遷座祭が行われたのが、平成24年2月26日のことであった。この祠は、年末年始に人吉市の青井阿蘇神社（福川義文宮司）に設置され、その間に多くの参拝者が復興を祈願し、支援物



写真1 熊本県人吉市・青井阿蘇神社に届けられた祠（平成24年10月11日）

資などを寄贈した。また、球磨工業高校の野球部員も同行し、福島県立小高工業高校の野球部員と交流した。そうした物心両面からの支援が熊本から南相馬に届けられたのである。

2回目となった今回は、「民生委員の父」と言われる元大阪府知事の林市蔵（1867～1952）の旧宅にあった祠が、南相馬市小高区の川原田天照皇太神宮に寄贈された。この祠は、熊本市中央区横手にあったものだが、九州新幹線の敷設に伴い撤去されることになったところを、球磨工業高校が譲り受け、修復作業の実習に用いていた。宮崎氏は、民生委員という、地域の見守りを行い、困難な状況にある人の相談に乗り行政につなぐ役割を担うボランティアの発祥にゆかりのある祠を、原発事故により避難を続けている人々のいる地域に届けることに特別な意義を感じ、その実現に向けて話し合い、交渉を続けてきた。そして今回も、平成24年10月11日から翌年8月までの間、青井阿蘇神社に祠が設置され、参拝した多くの人々の思いとともに届けられることになった。また、もう



写真2 川原田天照皇太神宮（平成25年8月20日）

一基、球磨工業高校生徒の制作した祠が、相馬小高神社の境内社に寄贈されることになった。

今回の活動は、熊本県の神職・関係者および球磨工業高校の教員・生徒に加え、北海道神社庁札幌支部、新潟県神道青年会、福島県神道青年会の神職も現地合流して、同日午後には鹿島区の男山八幡神社で縁日をあわせて開催することとなった。前日の19日夜、男山八幡神社そばの小池第一仮設住宅に隣接する鹿島区西部コミュニティーセンターに一同が集い、交流会が開かれた。熊本、北海道、新潟から集まった一行を、川原田天照皇太神宮の宮司を兼務する相馬小高神社の相馬胤道宮司、同宮の氏子総代、川原田行政区長、福島県内の神職、そして昨年2月に祠を寄贈した山田神社の氏子である八沢土地改良区の関係者が歓迎して、それぞれに思いを語りあい、交流した。

翌日朝は、小雨が降るなか、まずは相馬小高神社に集合し、境内社への祠の設置を行った。その後、川原田天照皇太神宮の鎮座地に移動し、

祠の設置作業と鎮座祭を行った。そこは小高川と堤を隔ててすぐ近くの場所で、周囲の家屋は津波により破壊されたままの状態になっていたが、境内は氏子により清掃され、コンクリート製の台座、慰霊碑、水盤が設置されていた。

鎮座祭の後の挨拶で、川原田行政区長は、北海道から九州までの支援に感謝するとともに、住民が地震・津波による被害と原発避難という二重の苦しみのなかにあることを伝え、「われわれ住民もこれから立ち上がっていきます」と決意を述べた。

午後に鹿島区の男山八幡神社境内で行われた縁日には、周辺の仮設住宅に住む人々が多く集まり、輪投げや金魚すくいなどのゲーム、ジンギスカンやチャンチャン焼きなどの料理、プロレス観戦などを楽しんだ。子供神輿も担がれたが、これは7月に天理教玉郷分教会（東京都東久留米市）の「たまごう支縁ひのきしん隊」から寄贈されたもので、かつて田無神社のお祭りなどで子どもたちが担いでいたものであった。境内には、県外の人々から福島の人々へのメッセージが掲示され、来場した人々が県外の人々に伝えたいメッセージを書くコーナーも設けられた。

後述するように、被災した地域でのお祭りやイベントが、地元の人々のつながりの回復や、地元の人々と支援する人々との思いの共有、交流を生んでいることは確かである。それは、外部からの復興事業の押し付けではなく、地域の自立的な復興に必要となるソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の醸成に寄与するものとして評価することが可能であろう。

では、小高区や双葉郡のように原発事故のために当面の間は帰還が難しい場所、また津波被災を受け、災害危険区域の指定により再び住居をかまえることができない場所においても、神社を復旧整備していくことにはどのような意義があるのだろうか。

それは、その場所に神が祀られてきたことを、災害の記憶とともに風化させず、後世に伝えていくため、と言えるのではないだろうか。

真野川の河口にあった3つの神社は、おそらくこれまでも河川の氾濫や高潮、津波などにより何度も破損してきたはずである。それでもそこ

に鎮座しつづけたのは、まさに災害の危険と隣り合わせにありながら生業を営むために神に祈りを捧げてきたからであろう。一方、原発事故による避難区域では、すべての人が帰還をあきらめているわけではないが、早期帰還を促進しようとする政策が軋轢を生んでいる状況がある⁽³⁾。そのようななかで祈りの場を守ることは、個人の生存する時間を超えて、もっと長期にわたる過去（先祖）と未来（子孫）に思いを馳せた行為としてとらえるのが適切だろうと考える。それは神社復旧支援を受けつつ、氏子の祈りを支えている神職の言葉からうかがうことができる。

南相馬市から福島第1原発をはさんで南側にあるいわき市久之浜地区も、津波による大きな被害を受けた場所だが、阿部宮司らの支援により見渡神社、星廻宮神社に仮社殿が設置されている。筆者は平成24年4月、その二つの神社の宮司を兼務している高木美郎・諏訪神社宮司に協力して神社の復旧作業を手伝っているKTSK（傾聴に取り組む宗教者の会）の活動に、同僚教員・学生たちとともに参加した。そのさい、高木宮司は、住民たちが住んでいた土地を離れるにしろとどまるにしろ、神社を清浄に保ち祭りを継続していくことが「ふるさと」を守ることになる、と語ってくださった⁽⁴⁾。

福島県と県境を接する宮城県山元町の八重垣神社は、津波により流失し、周辺地域は災害危険区域に指定されたが、やはり阿部宮司らにより仮社殿が設置され、また平成24年6月には、神社本庁の関連団体である日本文化興隆財団のコーディネートで「みんなの鎮守の森植樹祭」が開催されて、およそ500人のボランティアにより多品種の常緑広葉樹が植えられた。藤波祥子宮司は、山元町の住民による「やまもと民話の会」が出版した『語りつぐ 小さな町を呑みこんだ巨大津波』のなかで、次のように記している。

八重垣神社の御祭神スサノオノミコトは海も司る神でもあります。もしかすると、千年前の大きな災害の後に、その鎮めとして祀られたのかもしれない。

それから長いながい時間をかけてこのご神域は清められ、多くの

人が祈りを捧げ、人々と共に時を経てきました。

神社がこの地を離れるということは、そういった人々との長い歴史をも失ってしまうことになるのではないのでしょうか？

沿岸の集落が無くなるのであれば尚のこと、神社は残さねばならないと思います。そこに、神と共に生きた私たちの記憶を残すためにも……。⁽⁵⁾

小原克博は、平成 24 年 9 月に皇學館大学で開催された日本宗教学会第 71 回学術大会の公開シンポジウム「ためされる宗教の公益」で、「宗教の公益性」ではなく「公益の宗教性」を模索することを提唱して、近代的な「公益」概念を超えて、人間中心的でなく自然界や動物までを入れた公益性、過去から未来へ向かう時間軸を用いて非存在者を含む世代間責任を考慮した公益性を宗教のなかに再発見・再解釈することを提案した⁽⁶⁾。

被災神社の復旧支援活動も、まさにそのような次元にあるものとしてみるができるように思う。

祭り・民俗芸能の復活

相双地方の伝統行事として有名な「相馬野馬追」は、震災が起こった平成 23 年の 7 月、その開催が危ぶまれた。だが、「東日本大震災復興 相馬三社野馬追」と題して規模を縮小し、犠牲者への慰霊追悼と相双地方の復興への祈願を込めた行事として開催された。

相馬野馬追は、相馬家当主を総大将とし、宇多郷（現、相馬市）・北郷（現、南相馬市鹿島区）・中ノ郷（現、南相馬市原町区）・小高郷（現、南相馬市小高区）・標葉郷（現、双葉郡浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町）の騎馬約 500 騎が出陣して町中を行進し、原町区の雲雀が原祭場で甲冑競馬、神旗争奪戦を繰り広げる勇壮な行事として有名である。もとは、相馬氏の遠祖である平将門が、領地である下総国で、馬を放ってつかま

え、氏神に奉ったことに由来している。それは軍事訓練であると同時に、領地の平安を祈る神事であった。この野馬懸の行事は、小高区の相馬小高神社で行われるのが恒例であった。しかし、原発事故により双葉郡、小高区は警戒区域となり立ち入りが禁止され、住民が県内外に避難したため、平成23年は中止し、20km圏外の多珂神社（南相馬市原町区）で上げ野馬神事が行われることになった。

平成23年7月23日、相馬家当主嫡男の相馬行胤氏が総大将を務める宇多郷の騎馬は、相馬市の相馬中村神社を本陣として出陣式を行った後、市街地を行進する。南相馬市鹿島区横手のJA そうま・鹿島体育館前には北郷本陣が設けられ、宇多郷の一行を迎える。例年はその後、原町区の雲雀が原祭場に向けて行進を続けるところだが、平成23年はここで宇多郷本陣へと引き返すこととなった。例年であれば、宇多郷・北郷と小高郷・標葉郷の騎馬はそれぞれの本陣で同時に出陣するため、他の出陣式を観ることはないが、この日は宇多郷・北郷のみの行事となったため、他の地区の住民が初めて観る機会にもなった。翌24日に相馬太田神社（原町区）で中ノ郷勢を中心に神事、25日に多珂神社で小高郷・標葉郷勢を中心に神事が行われた。

このように例年と異なる形をとりながらも、慰霊と復興の祈願を込めて再開した相馬野馬追は、平成24年から元の形に戻り、1日目が出陣と宵乗り、2日目が本祭（お行列、甲冑競馬、神旗争奪戦）、3日目が相馬小高神社での野馬懸となった。また多くの観客の来場が想定される雲雀が原祭場での甲冑競馬・神旗争奪戦にあたっては、前もって除染作業を行い、放射線量の低減を図った。

平成25年7月、南相馬市博物館で「野馬追の今と昔」と題する特別展が開催された。これは、相馬野馬追が震災前と同じ形で再開されるようになったとはいえ、小高郷・標葉郷の住民は依然として県内外で避難生活を続けており、行事の継承が危ぶまれていることを鑑みて、震災前の記録映像や絵図、震災後に復活した野馬追の姿などを展示、紹介したものである。そのなかでひとときわ目を引いたのは、「今こそ野馬追の『祈りと願い』を」と題する文章のみのパネルであった。相馬野馬追の原点

は歴代相馬氏当主が妙見に馬を捧げ、「相馬地方の平和と繁栄」を願ったことであり、震災・原発事故を経験した今こそ、その願いに共感でき、そこに野馬追を続ける意義がある、と説いたものである。公立の博物館における文化財展示としては異例なほど、原点としての神事とそれに込められた祈り、そしてその今ここでの価値に焦点を当てたものであった。

もちろん、そのような崇高さとは違うところで祭りの価値を認めることもできるだろう。それは、祭りのにぎわいという事実そのものに体現されていると言えるような、人々の集い、笑いと共感に、コミュニティの再生を見出す視点である。こうした様相は、各地で復活した多くの祭りに見られる。

下谷神社の阿部明德宮司は、下谷神社隆栄講、ロータリークラブ、東京、埼玉の神職有志や企業などにも協力を呼びかけて、神社祭礼にもなって縁日の出店を開く支援を、平成 24 年 10 月、宮城県名取市閑上の湊神社例大祭から始めた。

閑上地区の氏神である湊神社は商店街の中心部に鎮座していたが、同地区は津波により約 7000 人の住民のうち 700 人以上が死亡、行方不明となり、湊神社と日和山頂上に鎮座する富主姫神社も流失した。平成 23 年 6 月、両社の標柱が日和山頂上に並んで立てられ、閑上地区の犠牲者慰霊追悼と復興祈願のシンボルとして多くの人が参拝するようになった。平成 25 年 3 月には参道の石段に手すり、5 月には社殿が再建された。その資金は、インターネットを通じて少額のクレジットカード決済により募金を集める「クラウドファンディング」サイトの一つである「レディーフォー (READY FOR?)」を使って集められた。8 月には神符守札授与所と絵馬掛けも設置された。

平成 25 年 10 月 20 日、湊神社例大祭の日に、阿部宮司ら約 70 名の神職、関係者による 2 度目の縁日支援に、学生 3 名とともに参加させていただいた。

閑上地区では名取市の示した現地再建を軸とする復興整備事業計画に対して内陸移転を求める住民の合意が得られず、名取市が平成 25 年 5 月に発表した意向調査では「閑上地区に戻りたい」と回答したのが地区



写真3 関上湊神社例大祭の神輿渡御（平成25年10月20日）

住民のわずか25.2%であった⁽⁷⁾。なお本稿執筆時点（平成25年12月）では、宮城県都市計画審議会の意見に応じ、住民主体の計画作りを進める体制に向かいつつある。

このような状況でありながら、例大祭には500人以上の住民が集まり、大人神輿1基、子供神輿4基が氏子区域内を練り歩いた。すでに瓦礫が撤去されて、更地となっている一帯には、あちこちに花が供えられている。5基の神輿はその前に来ると、正面に向かい、神輿を高く差し上げる「さす」という所作を行っていた。これは沿道での接待のふるまいに対して感謝する所作である。震災前の町並みと住民を思い起こしつつ、慰霊の気持ちを込めての神輿渡御であることを象徴する姿であった。

神輿渡御が納まると、特設ステージでの歌・演奏と、縁日出店の開店となった。筆者と学生たちは輪投げを担当した。熱心な子どもたちが何度も引き換え券を持ってきて輪投げを楽しみ、景品を獲得していった。

うどんやチョコバナナなどの食べ物、射的などのゲームの出店にも、多くの人が集まって楽しみ、笑顔を見せた。

なお、阿部宮司は福島県いわき市久之浜でも、平成25年5月4日に、四社合同神幸祭にあわせて、星廻宮神社境内で縁日出店を開いている。このときも筆者は同僚教員、学生たちとともに手伝わせていただき、多くの子どもたちの笑顔に出会った。地域住民の心のよりどころである神社が、その役割を十全に果たすための支援を行うことが、阿部宮司の活動の一貫したモチーフになっている。

神社祭礼において奉納される神楽などの民俗芸能の復活も、地域のコミュニティ再生にとって重要な役割を担っている。

東京文化財研究所、儀礼文化学会、全日本郷土芸能協会、防災科学技術研究所は共同で、平成25年2月、無形文化遺産情報ネットワークを発足させた。これは震災当初からさまざまな民間財団が被災した民俗芸能などの無形文化財に対する支援を始めているなか、被災、復興状況を共同で把握して、復興・継承事業の推進を図ることが必要だとして、情報収集・整理とインターネット公開が始められたものである⁽⁸⁾。調査の基礎資料として、岩手・宮城・福島の沿岸部の民俗芸能800件以上、祭礼・行事500件以上のデータを報告書・自治体史などから収集、登録し、その上でそれぞれの被災・復興状況を、各県での調査団による成果報告書に加え、関係者から寄せられた独自の情報から確認して整理、公開し、調査と情報提供の協力依頼、支援情報の提供を行っている。

岩手県大槌町では、「大槌まつり」、あるいは「安渡まつり」と「大槌まつり」と称して、毎年9月下旬に、安渡地区に鎮座する大槌稻荷神社の例大祭と、町方地区に鎮座する小槌神社の例大祭が連続して斎行されてきた。この祭りでは、氏子総代らによる神事と、氏子らが担ぐ神輿渡御に加え、太神楽、虎舞、鹿子踊などの10数もの郷土芸能団体が山車を曳いて練り歩き、神輿のお旅所で芸能を奉納する。さらに、沿道の住宅や商店で「門打ち」（かどぶち）を行う。

大槌町も津波とその後起こった火災により、多くの人命が失われたが、こうした郷土芸能の道具類や山車も流された。多くの団体が、民間

財団からの支援を受けて道具類や山車を新調することができたが、それがうまくいかないところもあった。ちょうど無形文化遺産情報ネットワークが発足した平成25年2月に、「雁舞道七福神」という、子どもたちによる七福神舞の団体が、山車の新調費用のための支援金を募集していた。その情報は同ネットワークの関係者などさまざまなルートを通じて伝わり、さまざまな個人や団体から寄付を受けて、平成25年9月の大槌まつりでは、8割方の費用が集まった段階で、ほぼ完成間近の山車が披露された。

ところで平成25年は、仮設住宅に居住する安渡地区の氏子から祭典費を集めることが困難だとして、大槌稲荷神社では神輿渡御の斎行を断念した。だが、上京鹿子踊、安渡大神楽、安渡虎舞、松の下大神楽の4団体は前日の宵宮で芸を奉納し、祭典当日朝は境内前に集合して安渡漁港に向かい、その後各地区の家々で門打ちをして回り、大槌北小学校福幸きらり商店街で芸を奉納した。神輿渡御中止をめぐっては、町では多くの異論、不満の意見が出されたが、それに応え、克服するために郷土芸能団体が行動したのである。

たとえコミュニティの再生にとって重要であっても、祭礼や民俗芸能の復活が困難なところは多く存在する。無形文化遺産情報ネットワークに掲載された情報では、とくに福島県でその状況が顕著である。保存会の代表などの消息が不明なために実態の把握がままならないという事情もあった。民俗芸能学会では、福島県文化財保護審議会委員の懸田弘訓氏が調査団長となり、実態調査につとめたところ、約800の民俗芸能のうち3割にあたる約260が消滅の危機にあるとわかった（『読売新聞』2013年10月7日）。

各地に散らばって避難している継承者が一同に集まって稽古をし、芸能を披露することは大変困難だが、その機会を提供する取り組みがさまざまなところで行われている。いわき市・大國魂神社の山名隆弘宮司をはじめ、懸田氏、アクアマリンふくしまの安部義孝館長らが協力して、浪江町の請戸の田植踊が平成23年8月21日に復活した。請戸地区では毎年2月に茗野神社で例大祭、安波祭（あんばさま）が行われ、そのさ

いに田植踊が奉納されていた。しかし、津波と原発事故により、田植踊を継承してきた保存会メンバーと子どもたちは散り散りに避難することになってしまった。アクアマリンふくしまでの復活公演では、再会を喜び、踊りに励む子どもたちの姿が見られた。その後も請戸の田植踊は公演を続けている。平成 25 年 5 月には、出雲大社の平成の大遷宮にあたり、奉納演舞した。

神輿や山車、道具類や装束の支援を受けても、祭りの担い手が減少しているという状況は克服が難しい。支援活動などを通じて地域の住民と交流を持った外部の人々が、神輿担ぎや山車曳きをボランティアとして行う例も見られる。かく言う筆者も、平成 24 年と翌 25 年の 5 月に女川町で神輿担ぎをお手伝いし、9 月には大槌町で郷土芸能団体の山車曳きをお手伝いさせていただいた。地域住民の主体性や継続性を尊重すべきことを考えると、あまり好ましいことではないのかもしれない、と葛藤を覚えている。この問題は、星野紘氏が指摘する、過疎地での民俗芸能継承の困難さと共通している⁹⁾。震災前からの動きとして、伝承の担い手となる集団がより広域的となることで消滅を防いでいる例はあるようであり、今後さらに注目してみる必要があるだろう。

祈りを支える

大阪府岸和田市・土生神社の阪井健二宮司は、東日本大震災の被災地を何度も訪れて現地の神職や住民と交流し、地元に戻ると写真入りで現地の様子を伝えるポスターを境内に掲示し、地域の氏子と被災地の人々との共感をつなぐ活動をしている。また、福島から関西方面に避難している人々を避難者自らがサポートする団体の代表者と出会い、避難者・支援者交流会の会場として奉務神社の社務所を提供したり、また大阪府内の神社にそのような取り組みを広めようと呼びかけている。

そのような活動のなかから、平成 24 年 11 月、「八重垣神社祈願絵馬奉賛事業」が始まった。これは、津波に被災した宮城県山元町の八重垣

神社の氏子に祈願絵馬を無料配布するとともに、被災地に思いを寄せる全国の人々に事業への奉賛を募り、またその人々にも絵馬に願いごとを書いてもらい、八重垣神社に届ける活動である。

絵馬には、「鳥は飛ばねばならぬ 人は生きねばならぬ」という、詩人・坂村真民（1906～2006）の一節が、直筆の文字で記されている。阪井宮司は、生きづらさを感じながら愛媛県の高校に通っていたところに坂村真民の詩を知り、本人を訪ね、大きな影響を受けたという。八重垣神社の藤波祥子宮司もまた、震災後に坂村真民のこの詩に出会い、大いに勇気づけられていた。阪井宮司はそのことを、藤波宮司へのインタビューが掲載された本（川村一代『光に向かって 3・11 で感じた神道のこころ』）を読んで知ったという。阪井宮司は、愛媛に住む坂村真民の遺族を訪ねて経緯を説明し、直筆の文字を使用させてもらうことの了承を得た。阪井宮司は地元の氏子や縁のある人々に事業趣旨と奉賛のお願いを送り、またブログや Twitter、Facebook を使ってインターネット上でも奉賛を募った。

皇學館大学教授であった本澤雅史氏も、その事業に共感した一人であった。本澤氏はさっそく祈願絵馬を取り寄せ、大学のボランティアルームに置いて、学生たちに願いごとを書いてもらうようにした。それから間もなくして、本澤氏は病いにより逝去されたが、その遺志を大学当局が汲み、協力が続けられたという。

平成 24 年 12 月、八重垣神社の境内に入ってすぐの右側に、絵馬掛けが設置された。筆者は 12 月の末に訪ねて絵馬を奉納したが、その後初詣の時期をはさんで次第に多くなったようで、3 月上旬に再び訪ねたときにはおよそ 100 を超える絵馬が、思い思いの願いごとを記されて奉納されていた。また、阪井宮司は、遠方に住む人々のために、願いごとを書いた絵馬を自分のもとに郵送してもらい、それを携えて八重垣神社を訪ね、奉納した。

その後 6 月に、阪井宮司から、奉賛へのお礼と『神道のこころと坂村真民さんの詩』と題する冊子が配布された。この事業の出発点であり、その心を伝える坂村真民の詩と、阪井宮司の言葉、そして阪井宮司が被



写真4 八重垣神社の絵馬掛け（平成24年12月27日）

災地で撮影してきた写真が収められていた。平成25年11月からは、第2期の祈願絵馬奉賛事業が始まっている。

東日本大震災からもうじき3年経とうとしており、被災地外に住んでいると、節目のような時期を除いては、現地発の情報に接することが少なくなっている。復興の時期はすでに終わっているという勘違いも、復興をもっと加速せよという上から目線の指示も、そうした状況から生まれるのであろうが、被災地に住む人々に通じることはないだろう。坂村真民の詩に込められた、人の生きる力を信じる祈りを支え、共有することが、地域を超えた復興支援の原点にあるものではないだろうか。

被災地の内外で、慰霊祭、復興祈願祭が、節目ごとに斎行されてきた。そのなかで、筆者の所属する國學院大學では、福島県いわき市小名浜のアクアマリンふくしまで海の日、7月第3月曜に行われる「千度大祓」に平成24年より協力し、神道文化学部生、神道学専攻科生を中心とす

る約 50 名が参加している。

この行事は、いわき市の神社関係者が組織するいわき「大祓」の会が主催、福島県神社庁が後援し、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」（国民の祝日に関する法律第 2 条）海の日、東日本大震災の経験を風化させず語りつぎ、日本古来の「祓い」の儀式をもって復興の第一歩とすることを趣旨として、平成 23 年 7 月 18 日からこれまで 3 回行われてきた。

福島県神社庁いわき支部の神職を中心に、100 名の神職が太平洋に向かって大祓詞を十巻奏上する。また前もって慰霊祭が執行され、千度大祓の後、アクアマリンふくしまで飼育されているアジを放つ「放生の儀」も行われる。兵庫県神社庁神戸支部からはかがり火に点灯する火、放生会にもゆかりのある石清水八幡宮からは祭儀中の水分補給のための飲料水の支援を受けている。

大祓詞を奏上する意義について、参加呼びかけ文では次のように説明されている。

「お祓い」という言葉は、よく耳にすることがあります。お祓いの目的とは、不浄を清浄にすることですが、さらには災厄・災禍を除き幸福と平和をもたらしことにあります。この祓いという行事は、日本古来より伝わる固有の行事・信仰であります。

「大祓」とは個人を対象にした祓ということではなく、全体「公」という意味でいわば天下国家、社会全体の罪穢れ、災厄を取り除くために「大祓（おおはらえ）」といわれてきました。歴史上、悪疫が流行したり天変地異などの異変があったとき、或いは天皇崩御の際や大嘗祭のときなども行われてきましたが、恒例としては、六月、十二月の晦日（みそか）に執り行われ、現在にいたっております。

「大祓」で唱和される言葉（『大祓詞』）は、わが国の起源を読みこんだ大和言葉であります。今、臨時に「大祓」を行なうことによって、魂の源郷に立ちかえり、祖先の英知に学ぶときではないでしょうか。⁽¹⁰⁾



写真5 千度大祓（平成25年7月15日）

東日本大震災を、国家、社会全体の災厄と受け止めて、祓いの儀式によってそうした災いを取り除いてきた先人に倣うことが目指されている。

平成24年の6月に、第2回千度大祓の呼びかけがあったさい、神職資格をまだ得ていない学生の参加も認められるか問い合わせたところ、歓迎する旨の回答を受け、学生への呼びかけを開始した。すると、神道学専攻科生を中心に、多くの参加希望者が集まり、当初は有志数名をレンタカーに乗せて行く心積もりであったが、大学が大型バスを手配することになり、結果的に総勢56名が國學院大學から参加することとなった。

参加した学生たちは、いわき市沿岸部の津波被災現場を見、神職、関係者らから話を聞いて、復興のなかなか進まない現状、また風評被害や、人々の被災地への関心が薄れて置き去りにされる「風化被害」に遭っていることなどを学ぶこととなった。また、神職を目指す学生ならではの役割を与えられたことに感謝していた様子であった。平成25年も同様に募集し、55名が参加した。

100名の神職が集うという要件のため、震災の記憶を風化させず語りつぐということが、まさにそのつど試されることにもなっているのは難しいところである。だが、大祓詞に象徴される、国家、社会全体の平和、幸福の祈りという趣旨は、多くの神道関係者にとって共鳴、共感できる要素をもっているはずである。今後の展開、発展に関心を寄せたい。

結びにかえて

地域社会や自然環境と密接に関わる神社は、たんに復興に寄与するというのではなく、復興の困難さに直面しつつ、復興とは何かという問い直しのみで実践する場であることを、あらためて確認しておきたい。

また、本稿では詳細にとりあげることができなかった神社、神職による復興支援の取り組みも多くある。宮城県南三陸町・上山八幡宮の工藤真弓禰宜は、南三陸町復興まちづくり推進員として、自然と呼応したまちづくりのための住民同士の協議をサポートしている。岩手県陸前高田市の今泉天満宮境内に平成23年11月に設けられた「にじのライブラリー」は、子どものための読書空間としてだけでなく、仮設住宅に暮らす住民の交流と手仕事支援の拠点として機能しはじめている。ここでさらに検討することができないのが残念だが、いずれにせよ、関心と協働がさらに広がっていくことを期待したい。

本稿は、三菱財団人文科学研究助成「延喜式内社を中心とした神社と自然災害伝承の宗教史的研究」(平成24年度～26年度 研究代表者：藤本頼生國學院大學専任講師)による調査の成果を含んでいる。

注

- (1) 熊谷航「日鷲神社にっとう夏 1/4 meeting again at Hiwashi-shrine, 2013」YouTube、2013年10月26日
<http://www.youtube.com/watch?v=G0kQ-I3KoJs> (2013年12月10日アクセス)
- (2) 「時流ワイド「政教分離」に直面する復興」(『中外日報』2013年6月27日)
- (3) 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興—原発避難と国民の「不理解」をめぐって—』明石書店、2013年
- (4) 黒崎浩行「神社神道の活動」(稲場圭信・黒崎浩行編『震災復興と宗教』明石書店、2013年)、61-62頁
- (5) やまもと民話の会『語りつぐ 小さな町を呑みこんだ巨大津波』小学館、2013年、217-218頁
- (6) 小原克博「祈りの公益性をめぐる試論—三・一一によって照り出される「宗教」の境界—」(『宗教研究』375号、2013年)、22頁
- (7) 加藤順子「震災2年 被災者はどこへ住むべきか 宮城県名取市のいま 第7回」ダイヤモンドオンライン、2013年5月27日
<http://diamond.jp/articles/-/36490> (2013年12月10日アクセス)
- (8) 「無形文化遺産情報ネットワーク」<http://mukei311.tobunken.go.jp> (2013年12月10日アクセス)
- (9) 星野紘『村の伝統芸能が危ない』岩田書院、2009年。同『過疎地の伝統芸能の再生を願って—現代民俗芸能論—』国書刊行会、2012年
- (10) 『大國魂神社 社報 くにたま通信』144号、2011年6月27日

掲載論文一覧

《特集：老いに向きあう宗教》

戸松義晴・安藤泰至・司会：堀江宗正
「超高齢社会における尊厳死—『宗教』
の立場から考える—」

川島大輔

「老いを生きる〈わたし〉、他者、宗
教—エリク・H・エリクソンを手がかりに—」

Masami Takahashi

「高齢化と宗教の老年学のおよび心
理的な考察—『生きがい』と『自分
らしさ』のダークサイド—」

白波瀬達也

「あいりん地域における単身高齢生
活と死—吊いの実践を中心に—」

川又俊則

「老年期の後継者—昭和—ケタ世代
から団塊世代へ移りゆく宗教指導者
と信者たち—」

猪瀬優理

「教団の維持・存続と少子高齢社会—
信仰継承に着目して—」

アイリーン・パーカー

「新宗教における高齢化の問題—老
後の経験の諸相—」（翻訳：高橋原）

《継続特集：3.11 後を拓く》

川上直哉

「3.11 以後の宗教の取組み」

黒崎浩行

「復興の困難さと神社神道」

《学術動向》

中野毅

「宗教の起源・再考—近年の進化生物
学と脳科学の成果から—」

現代宗教2014 2014年3月4日発行

発行者 (公財) 国際宗教研究所 ©国際宗教研究所
上掲論文は <http://www.iisr.jp/> よりダウンロード可能です